住民票広域交付事業の終了（事務委託廃止）について

１　住民票広域交付事業とは

厚木市、愛川町及び清川村で組織する「厚木・愛甲まちづくり研究会」における検討・協議を経て、平成 11 年 9 月 1 日から各市町村の住民票の写しの相互交付事業（以下「住民票広域交付事業」という。）を開始しました。

具体的には、厚木市、愛川町及び清川村の住民が、各行政区域を越えて住民票の写しの交付を受けることができるもので、地方自治法に基づき、各市町村議会の議決を経たのち、地方公共団体間の事務の共同処理として実施しているものです。

２　住民票広域交付事業の現状

(1) 住民票広域交付事業における交付件数

平成11年度（事業開始年度）から令和２年度までの交付件数は、2,969件（年間平均134件）となっており、交付の割合は、厚木市での交付が全体の67.5%、愛川町での交付が21.7%、清川村での交付が10.8%となっています。

また、令和２年度の総交付件数は78件となっており、交付件数が最も多い平成14・15年度の201件と比較すると、61.2%減少しています。本町としての令和２年度の利用件数（町民の交付件数）は37件となっており、交付件数が最も多い平成15年度の108件と比較すると、65.7%減少しています。

表－１　住民票広域交付事業交付件数（平成11年度～令和２年度）

交付場所	厚木市		愛川町		清川村		年度別計
年度／利用者	愛川町	清川村	厚木市	清川村	厚木市	愛川町	
平成11年度※	61	34	19	2	23	2	141
平成12年度	81	37	31	4	25	2	180
平成13年度	93	39	21	0	18	2	173
平成14年度	104	30	33	8	23	3	201
平成15年度	107	41	32	1	19	1	201
平成16年度	91	29	15	2	15	0	152
平成17年度	88	27	18	1	10	3	147
平成18年度	98	30	19	1	12	1	161
平成19年度	57	29	27	3	16	2	134
平成20年度	56	38	35	2	2	8	141
平成21年度	42	17	35	5	4	1	104
平成22年度	66	20	27	1	9	0	123
平成23年度	35	13	35	0	4	0	87
平成24年度	44	31	48	1	7	1	132
平成25年度	69	22	33	0	12	2	138
平成26年度	71	8	33	3	16	4	135
平成27年度	68	18	21	1	13	1	122
平成28年度	60	13	24	0	10	1	108
平成29年度	45	18	20	1	4	3	91
平成30年度	46	10	35	4	6	2	103
令和元年度	61	14	23	2	14	3	117
令和２年度	33	10	18	0	13	4	78
合　計	1,476	528	602	42	275	46	2,969
		2,004		644		321	

※ 平成11年度は９月～３月分

図－１　年度別住民票広域交付事業交付件数の推移

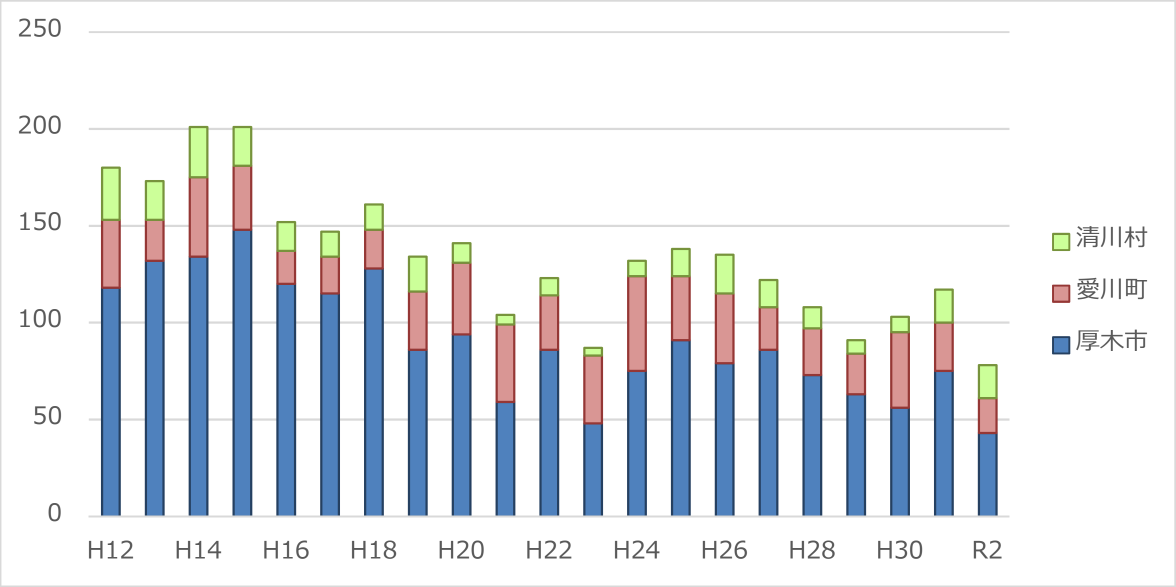

(2) 住民票広域交付事業の実施に係る経費

住民票広域交付事業の実施のために導入している機器は、平成 26・27 年度に導入したもので、現在、法定耐用年数を迎え、再リースにより使用しており、保守に係る部品供給も終了をする時期となっています。したがって、機器を更新する場合、３市町村合計で年間 360 万円程度の経費がかかると試算されており、現在の利用実績（年間 100 件の利用を想定）踏まえると、住民票の写しの交付１件につき約 36,000 円の経費を要することとなります。

また、現在の機器で使用しているデジタル（ＩＳＤＮ）回線は、令和６年にサービス終了が予定されており、今後、通信サービスの切替えも必要となります。

(3) 各市町村における住民票交付サービス拡充の取組

各市町村において住民サービスの向上に向けた取組みとして、予約による休日交付やマイナンバーカードによるコンビニエンスストア交付（以下「コンビニ交付」という。）など住民票の写し交付サービスの拡充に取り組んでいます。厚木市ではマイナンバーカードによるコンビニ交付を平成28年度に開始し、令和２年度の交付件数は4,243件（全体の3.5%）となり、令和元年度と比較すると1,626件、62.1%増加しています。また、清川村においても令和４年１月５日からコンビニ交付を開始し、本町においても令和４年10月からのコンビニ交付に向けた検討を進めています。

表－２　平成11年度以降に開始された住民票の写し交付サービス

開始時期	市町村名等	住民票の写し交付サービス
平成11年５月	愛川町	予約による休日交付開始
平成14年４月	清川村	予約による休日交付開始
平成15年８月	全国	住基ネットによる全国的な広域交付開始
平成17年７月	愛川町	休日交付拡大（受取日等）
平成20年５月	厚木市	土曜開庁開始
平成28年１月	厚木市	マイナンバーカードによるコンビニ交付開始
平成29年10月	愛川町	休日交付拡大（受取場所等）
令和４年１月	清川村	マイナンバーカードによるコンビニ交付開始

表－３　厚木市におけるコンビニ交付件数

年度	住民票の写し交付件数			印鑑登録証明書交付件数		
	全体	コンビニ	割合	全体	コンビニ	割合
平成28年度※	121,164	982	0.8%	75,344	562	0.7%
平成29年度	120,194	1,356	1.1%	74,851	1,000	1.3%
平成30年度	120,126	1,929	1.6%	73,257	1,272	1.7%
令和元年度	116,619	2,617	2.2%	71,018	1,649	2.3%
令和２年度	119,712	4,243	3.5%	70,223	2,666	3.8%

※ 平成28年度のコンビニ交付件数は１月～３月分

３　今後の住民票広域交付事業の在り方の検討

厚木・愛甲まちづくり研究会で行いました、今後の住民票広域交付事業の在り方について検討結果は次のとおりです。（詳細は、参考資料「今後の住民票広域交付事業の在り方検討結果報告書」）

住民票広域交付事業開始以降、予約による休日交付やマイナンバーカードによるコンビニ交付などの交付サービスの拡充に取り組んでいることにより、交付件数が減少傾向にあります。

また、機器の更新時期に加え、デジタル（ＩＳＤＮ）回線のサービス終了が予定されていることなど、今後、多くの経費が必要となってきます。

こうした中、国が策定した自治体デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）推進計画の重点的な取組事項として、自治体の情報システムの標準化・共有化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続きのオンライン化などが位置付けられており、各自治体における取組が本格化しています。

こうしたことを踏まえ、今後も、自治体ＤＸ推進計画に基づく取組の推進や住民票の写し取得方法の継続的な周知、コンビニ交付の交付率の向上を図るため、利用方法の周知とマイナンバーカードの普及促進を継続的に推進することで、住民票広域交付事業を終了（事務委託の廃止）することを検討するものとします。

４　本町における住民票広域交付事業に対する考え方

厚木・愛甲まちづくり研究会で行った「今後の住民票広域交付事業の今後の在り方の検討結果」を踏まえ、本町の対応について協議を行った結果、次の理由により、住民票広域交付事業を終了（事務委託廃止）するものとします。なお、当該事業の終了後においても、自治体ＤＸ推進計画に基づく取り組みの推進や住民票の写し取得方法の周知等について継続的に取り組みます。

【事業終了（事務委託廃止）の理由】

住民票広域交付事業については、愛川町、厚木市及び清川村における広域連携による取組みとして、住民の利便性の向上に寄与してきました。

しかしながら、近年では交付件数が減少しているほか、各連絡所での交付をはじめ、住民基本台帳ネットワークシステムによる全国的な広域交付や予約による休日交付、さらにはマイナンバーカードの普及に伴うコンビニ交付の導入に向けた取り組みなど、住民票交付サービスの充実に取り組んでいます。

こうした現状を踏まえ、住民票広域交付事業については、所期の目的を達成したものと捉え、住民票広域交付事業の終了（事務委託の廃止）に向けた検討を行うものとします。

５　今後の検討スケジュールについて

住民票広域交付事業については、愛川町、厚木市及び清川村における広域連携による事業であることから、各市町村においてパブリック・コメント手続などの所要の手続きを経た上で、改めて市町村長において今後の方向性について協議を行います。

また、住民票広域交付事業を終了（事務委託の廃止）する場合は、令和４年市町村議会９月定例会議において事務委託廃止の提案を行います。

その後、議決を経たのち、住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する協議書及び規約の廃止等の手続きを行い、令和４年 12 月末をもって終了する予定です。なお、住民票広域交付事業の終了に当たっては、市町村のホームページや広報誌などによる周知に努めます。

表－４　今後の検討スケジュール

時期	内容
令和４年３月	「今後の住民票広域交付事業について」パブリックコメント
令和４年６月	厚木・愛甲まちづくり研究会（厚木市、愛川町、清川村）において、住民票広域交付事業の今後の方向性について協議
住民票広域交付事業を終了（事務委託を廃止）する場合	
令和４年９月	市町村議会９月定例会議において事務委託廃止の提案
令和４年 10 月	住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する協議書及び規約の廃止等の手続き
令和４年 10 月～12 月	事業終了の周知期間
令和４年 12 月 31 日	事業終了

参考資料

今後の住民票広域交付事業の在り方
検討結果報告書

令和４年１月

厚木愛甲まちづくり研究会
（厚木市・愛川町・清川村）

１　住民票の写し広域交付事業の概要

- 厚木市、愛川町、清川村で構成する「厚木・愛甲まちづくり研究会」における検討・協議を経て、平成 11 年７月 14 日付で「住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する協議書」を締結し、同年９月１日に「住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約」を制定し、各行政区域を越えた住民票の写しの相互交付事業（以下「住民票広域交付事業」という。）を開始しました。
- 住民票広域交付事業については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に規定する「事務の委託」に該当するため、各市町村議会の議決を経たのち、地方公共団体間の事務の共同処理として実施しています。

【関係資料】

・別紙１　住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する協議書
（平成 11 年７月 14 日締結）

・別紙２　住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約
（平成 11 年９月１日制定・施行）

２　住民票交付サービスの現状

(1) 住民票広域交付事業交付件数

- 住民票広域交付事業については、厚木市、愛川町、清川村における交付件数を年間 300 件程度と想定し、平成 11 年９月に事業を開始しました。
- 事業を開始した平成 11 年度から令和２年度までの交付件数は 2,969 件となっており、平成 12 年度から令和２年度までの年間平均交付件数は 134 件となっています。
- 平成 11 年度から令和２年度までの市町村別の交付件数は、厚木市が 2,004 件（全体の 67.5％）、愛川町が 644 件（全体の 21.7％）、清川村が 321 件（10.8％）となっています。また、平成 12 年度から令和２年度までの市町村別の年間平均交付件数は、厚木市が 91 件、愛川町が 30 件、清川村が 14 件となっています。

- 令和２年度の総交付件数は 78 件となっており、交付件数が最も多い平成 14・15 年度の 201 件と比較すると 123 件、61.2%減少しています。
- 令和２年度の厚木市の交付件数は 43 件となっており、交付件数が最も多い平成 15 年度の 148 件と比較すると 105 件、70.9%減少しています。
- 令和２年度の愛川町の交付件数は 18 件となっており、交付件数が最も多い平成 24 年度の 49 件と比較すると 31 件、63.3%減少しています。
- 令和２年度の清川村の交付件数は 17 件となっており、交付件数が最も多い平成 12 年度の 27 件と比較すると 10 件、37.0%減少しています。

表－１　住民票広域交付事業交付件数（平成 11 年度～令和２年度）

交付場所	厚木市		愛川町		清川村		年度別計
年度／利用者	愛川町	清川村	厚木市	清川村	厚木市	愛川町	
平成 11 年度※	61	34	19	2	23	2	141
平成 12 年度	81	37	31	4	25	2	180
平成 13 年度	93	39	21	0	18	2	173
平成 14 年度	104	30	33	8	23	3	201
平成 15 年度	107	41	32	1	19	1	201
平成 16 年度	91	29	15	2	15	0	152
平成 17 年度	88	27	18	1	10	3	147
平成 18 年度	98	30	19	1	12	1	161
平成 19 年度	57	29	27	3	16	2	134
平成 20 年度	56	38	35	2	2	8	141
平成 21 年度	42	17	35	5	4	1	104
平成 22 年度	66	20	27	1	9	0	123
平成 23 年度	35	13	35	0	4	0	87
平成 24 年度	44	31	48	1	7	1	132
平成 25 年度	69	22	33	0	12	2	138
平成 26 年度	71	8	33	3	16	4	135
平成 27 年度	68	18	21	1	13	1	122
平成 28 年度	60	13	24	0	10	1	108
平成 29 年度	45	18	20	1	4	3	91
平成 30 年度	46	10	35	4	6	2	103
令和元年度	61	14	23	2	14	3	117
令和２年度	33	10	18	0	13	4	78
合　計	1,476	528	602	42	275	46	2,969
	2,004		644		321		

※ 平成 11 年度は９月～３月分

図－１　年度別住民票広域交付事業交付件数の推移

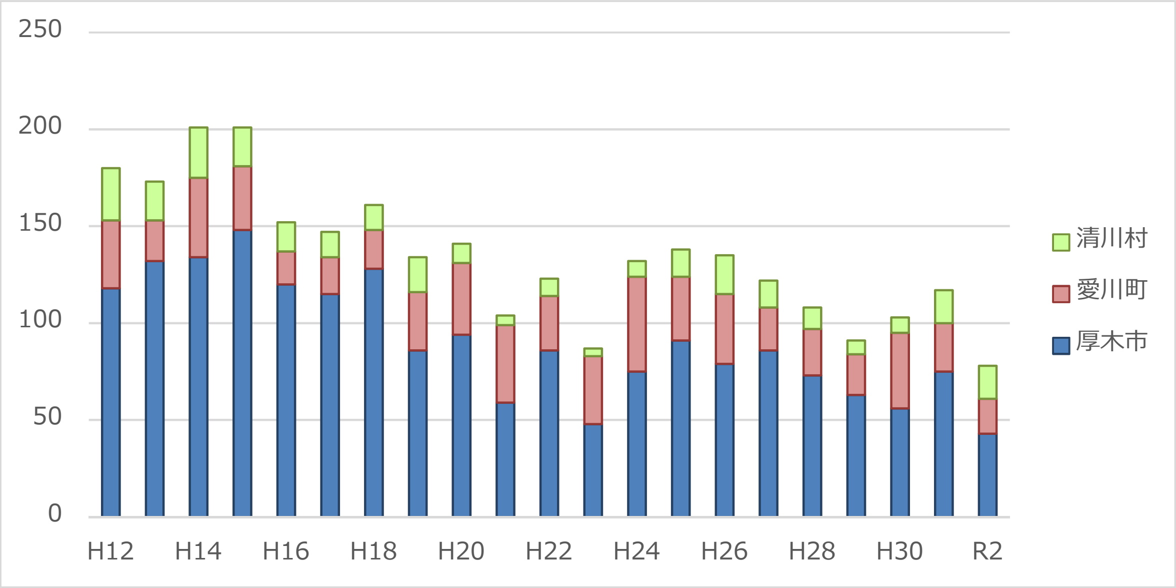

(2) 広域交付事業に係る経費

- 広域交付事業の実施のために導入している機器については、平成 26・27 年度に導入したもので、現在、法定耐用年数を迎え、再リースにより使用しており、保守にかかる部品供給も終了することから、更新をしなければならない時期となっています。
- 機器を更新する場合、３市町村合計で年間 360 万円程度の経費がかかると試算しており、年間 100 件の利用を想定すると、住民票の写しの交付１件につき約 36,000 円の経費を要することとなります。
- また、現在の機器で使用しているＩＳＤＮ回線は、令和６年にサービス終了が予定されており、他の通信サービスへの切替えが必要となります。
- このため、広域交付事業を継続する場合には、機器の更新費用に加え、回線敷設工事費や通信料等の負担が生じます。

(3) 各市町村における住民票交付サービス拡充の取組

- 各市町村において住民サービスの向上に向けた取組として、休日やマイナンバーカードによるコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）交付など住民票の写し交付サービスの拡充に取り組んでいます。

- 特に、マイナンバーカードによるコンビニ交付については、厚木市では平成28年度に開始し、令和２年度の交付件数は4,243件（全体の3.5%）となり、令和元年度と比較すると1,626件、62.1%増加しています。
- また、清川村においても令和４年１月５日からコンビニ交付を開始し、愛川町においても検討が行われています。

表－２　平成11年度以降に開始された住民票の写し交付サービス

開始時期	市町村名等	住民票の写し交付サービス
平成11年５月	愛 川 町	予約による休日交付開始
平成14年４月	清 川 村	予約による休日交付開始
平成15年８月	全　　国	住基ネットによる全国的な広域交付開始
平成17年７月	愛 川 町	休日交付拡大（受取日等）
平成20年５月	厚 木 市	土曜開庁開始
平成28年１月	厚 木 市	マイナンバーカードによるコンビニ交付開始
平成29年10月	愛 川 町	休日交付拡大（受取場所等）
令和４年１月	清 川 村	マイナンバーカードによるコンビニ交付開始

表－３　厚木市におけるコンビニ交付件数

年　度	住民票の写し交付件数			印鑑登録証明書交付件数		
	全 体	コンビニ	割 合	全 体	コンビニ	割 合
平成28年度※	121,164	982	0.8%	75,344	562	0.7%
平成29年度	120,194	1,356	1.1%	74,851	1,000	1.3%
平成30年度	120,126	1,929	1.6%	73,257	1,272	1.7%
令和元年度	116,619	2,617	2.2%	71,018	1,649	2.3%
令和２年度	119,712	4,243	3.5%	70,223	2,666	3.8%

※ 平成28年度のコンビニ交付件数は１月～３月分

表－４　マイナンバーカード交付率

市町村名	令和元年度	令和２年度	令和３年（８月末現在）
厚 木 市	17.1%	25.0%	35.9%
愛 川 町	17.7%	29.8%	37.5%
清 川 村	18.4%	27.5%	35.8%

３　現状を踏まえた住民票広域交付事業の在り方について

住民票広域交付事業については、行政区域を越えた住民票の写しの相互交付を実施することにより、住民の利便性の向上に寄与してきました。

しかしながら、住民票広域交付事業開始以降、予約による休日交付やマイナンバーカードによるコンビニ交付など交付サービスの拡充に取り組んでいることから、交付件数は減少傾向にあります。

また、住民票広域交付事業のために導入している機器が更新時期を迎えているとともに、ＩＳＤＮ回線のサービス終了が予定されていることなど、今後、投資的な経費が必要となってきます。

こうした状況から、交付件数が減少することで、経費に対する事業効果が更に低下することが考えられます。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけとして、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）が求められており、令和２年12月に国が策定した自治体ＤＸ推進計画の重点的な取組事項として、自治体の情報システムの標準化・共有化やマイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、ＡＩ・ＲＰＡの利用促進などが位置付けられており、各自治体における取組が本格化しています。

こうした取組を進める中で、限られた経営資源を他のサービスに振り分ける行政サービスの最適化を図る必要があります。

こうしたことを踏まえ、今後も次の取組事項を継続的に推進することで、住民票広域交付事業を終了（事務委託の廃止）することを検討するものとします。

【住民票広域交付事業終了後の取組事項】

ア　自治体ＤＸ推進計画に基づく取組の推進

イ　住民票の写し取得方法の継続的な周知

ウ　コンビニ交付の交付率の向上を図るため、利用方法の周知とマイナンバーカードの普及促進

なお、広域交付事業の終了（事務委託の廃止）については、住民や各市町村議会への丁寧な説明を行うなど各市町村において所要の手続きを経た上で、改めて市町村長において協議を行い、最終的に決定するものとします。

４　事業終了（事務委託の廃止）に向けた今後のスケジュール

日程	内容
令和４年１月下旬	厚木・愛甲まちづくり研究会において、今後の住民票広域交付事業の在り方検討結果報告書について審議
令和４年２月～４月	各市町村における事業終了（事務委託廃止）に向けた所要の手続き
令和４年６月下旬	厚木・愛甲まちづくり研究会において、住民票の写しの交付等の事務の相互委託の廃止について審議
令和４年９月	市町村議会９月定例会議において事務委託廃止の議案を上程
令和４年 10 月	住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する協議書及び規約の廃止等の手続
令和４年 11 月～12 月	住民票広域交付事業終了の周知
令和４年 12 月 31 日	住民票広域交付事業終了

別紙１

※協議書は、厚木市と愛川町、厚木市と清川村、愛川町と清川村で締結
　別紙１では、厚木市と愛川町の協議書を掲載

住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する協議書

厚木市と愛川町は、住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約（平成11年９月１日施行。以下「規約」という。）第９条の規定に基づき、この協議書を定める。

（請求の受付事務及び交付事務）

第１条　規約第１条に規定する請求の受付事務及び交付事務については、次に定めるところによる。

(1) 住民票の写しの範囲は、現在の住民票の写しのみとし、改製により消除された住民票の写し、消除された住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、除くものとする。

(2) 住民票の写しを請求できる者は、住民票に記載されている者及びその者と同一世帯の者とし、それ以外の者による請求及び委任状を持参した者からの請求は、除くものとする。

（委託事務を取り扱う場所）

第２条　委託事務を取り扱う場所は、次のとおりとする。

(1) 厚木市が委託する事務にあっては、愛川町役場本庁舎住民基本台帳取扱主管課

(2) 愛川町が委託する事務にあっては、厚木市役所駅連絡所

（委託事務を行う日及び時間）

第３条　委託事務を行う日及び時間については、次に定めるところによる。

(1) 委託事務を行う日は、双方の市町の休日を定める条例の規定に基づく市町の休日以外の日とする。

(2) 委託事務を行う時間は、午前８時30分から午後４時30分（厚木市役所駅連絡所にあっては、交付事務及び翌日交付の受付事務は午後７時30分）までとする。

（事務処理の方法）

第４条　受託市（町）から委託市（町）への住民票の写しの交付請求書の送付及び委託市（町）から受託市（町）への住民票の写しの送付の方法は、デジタル通信回線を利用したファクシミリを使用して送信するものとする。

２　受託市(町)への住民票の写しを送付する場合に認証する公印は、委託市(町)のファクシミリに公印の印影の画像(以下「電子印」という。)を記録し、受託市(町)のファクシミリから電子印を打ち出すことによって公印の押印とする。

３　住民票の写しの作成に当たっては､改ざん防止用紙を使用するものとする。

４　住民票の写しの作成に当たり証明書が複葉にわたるときの契印は、受託市(町)の自治体コードを穿孔することによって行うものとする。

５　受託市(町)は、住民票の写しの交付請求書を事務処理

６　双方の市町においてファクシミリの故障等により住民票の写し等の送受信ができないときは、速やかに相互連絡するものとする。

(経費の負担)

第５条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、住民票の写しの交付１通につき、150 円とする。

２　住民票の写しの交付に伴う備品及び消耗品等の経費は、受託市(町)の負担とする。

(経費の支払及び納付の時期)

第６条　毎会計年度末までにおいて、双方の市(町)は、それぞれ住民票の写しの交付件数を集計して、出納閉鎖期日までに委託料の支払及び手数料の納付を相互に行うものとする。

(連絡会議)

第７条　規約第７条の規定に基づく連絡会議については、清川村を含める関係３市町村の連絡会議をもってこれに代えるものとする。

(協議内容の変更の場合の措置)

第８条　協議書の内容について、変更が生ずる場合は、双方の市町の長は、協議の上、再び協議書を定めるものとする。

附　則

この協議書は、平成 11 年９月１日から施行する。

この協議内容を証するため、本書２通を作成し、各々１通を保有するものとする。

平成 11 年７月 14 日

別紙２

※協議書は、厚木市と愛川町、厚木市と清川村、愛川町と清川村の内容で制定
別紙２では、厚木市と愛川町の規約を掲載

住民票の写しの交付等の事務の相互委託に関する規約

（委託事務の範囲）
第１条　厚木市と愛川町は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の規定に基づき行われる住民票の写しの交付等の事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。
(1) 厚木市又は愛川町の住民が愛川町又は厚木市において行う住民票の写しの交付の請求の受付及び当該交付請求書の厚木市又は愛川町への送付
(2) 前号の請求に係る住民票の写しの交付及び住民票の写しが複葉にわたる場合の契印の付与並びに住民票の写しの交付に伴う手数料の徴収
２　委託事務には、住民票の写しの交付の請求の受理及び審査（原本照合）、住民票の写しの作成並びに認証文及び認証印の付与は、含まないものとする。
（管理及び執行）
第２条　委託事務の管理及び執行については、事務を委託する市（町）（以下「委託市（町）」という。）の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。
（経費の負担）
第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託市（町）の負担とする。ただし、事務を受託した市（町）（以下「受託市（町）という。」が特に必要があると認める経費については、双方の市町の長が協議して定めるものとする。
２　前項に規定する経費の額及び交付の時期については、双方の市町の長が協議して定める。
（予算の執行）
第４条　受託市（町）の長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、受託市（町）の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。
（手数料の処理）
第５条　委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料の収入は、すべて委託市（町）の収入とする。

（決算の場合の措置）
第６条　受託市（町）の長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第６項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を委託市（町）の長に通知するものとする。
（連絡会議）
第７条　双方の市町の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年１回定期に連絡会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。
（条例等の制定改廃の場合の措置）
第８条　委託事務の管理及び執行について適用される委託市（町）の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、委託市（町）は、あらかじめ、受託市（町）に通知しなければならない。
（委任）
第９条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、双方の市町の長が協議して定める。

附　則

１　この規約は、平成 11 年９月１日から施行する。
２　委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、受託市（町）の長がこれを決算する。